

第3回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の開催結果

- 1 日 時 令和2年11月18日（金）午後1時半～午後3時
- 2 場 所 府中市教育センター 第一・第二会議室
- 3 出席委員 10名（五十音順）
内海直樹委員、岡本啓子委員、忍足留理子委員、金子崇裕委員、
小牧務委員、志水清隆委員、高橋史委員、葉養正明委員、
松本幸次委員、向井博文委員
- 4 欠席委員 荒川徳子委員、池澤龍三委員
- 5 出席職員 赤岩教育部長、佐伯学務保健課長、町井学校施設課長、
矢ヶ崎教育総務課長、菅原指導室統括指導主事、
板垣学務保健課係長、伊藤学務保健課職員、遠藤学校施設課長補佐、
七里学校施設課主査、坂本学校施設課職員
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 内 容 (1) 開会
(2) 第2回協議会の会議録確認について
(3) 議題
大規模校の定義について
- 8 配布資料 資料9 大規模校の定義について
資料10 地域別児童生徒数推計・適正規模の範囲を超える場合の対応策(案)
参考 府中市立学校（標準規模超）からのアンケート結果
参考 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画

会議録

○事務局 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から「第3回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会」を開催いたします。それでは葉養会長よろしくお願いたします。

○会長 こんにちは。お忙しいなかご出席くださり、ありがとうございます。それでは、ただ今から、第3回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会を開催いたします。

なお、本日の会議の予定ですが、概ね1時間半～2時間程度を目途に進めていければと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

○事務局 本日の傍聴希望者は1名でございます。

○会長 皆様にお諮りいたします。傍聴の申出がありますが、許可することに異議はありませんか。

《委員からの「異議なし」の声》

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局は傍聴者を会議室の中にご案内してください。

次に、委員の皆様の出席状況について、事務局から報告してください。

○事務局 本日は池澤委員と荒川委員から欠席とのご連絡をいただいております。

なお、出席委員数が過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

○会長 ありがとうございます。

次に、前回会議録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

○事務局 委員の方から若干の文言修正のご連絡をいただきました。別添会議録12ページ、14ページの赤字の箇所を修正しておりますのでご確認ください。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

若干の文言修正があったということですが、12ページ、14ページ部分です。これで問題がなければ、これで前回会議録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

なお、本日、机に会議録を配布しておりますが、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、確認をさせていただきます。

本日は、会議次第、会議録のほか、後ほどご審議いただく議題に直接関わる資料といたしまして、資料9「大規模校の定義について」、資料10「地域別児童生徒数推計・適正規模の範囲を超える場合の対応策(案)」、参考資料「府中市立学校(標準規模超)からのアンケート結果(標準規模超の学校のメリット・デメリット)」を配布しております。

また、今回の協議会では府中市学校施設改築・長寿命化改修計画に関わってくる部分もございますので、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の資料も参考として配布しております。

資料番号につきましては、第1回会議からの通し番号としておりますので、ご承知おき願います。

これらの資料につきまして、不足等はございませんでしょうか。

○会長 それでは、本日の議題に入ります。本日の議題は「大規模校の定義について」ということで、後ろについている資料は今後の会議で中心になる議題でございます。一応、早めに資料をお手元に、ということでお配りさせていただいているものでございます。それでは、議題の「大規模校の定義について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは資料の説明をいたします。

資料9の1ページをご覧ください。前回、小規模校の定義の際にも他市の適正規模基準をお示ししましたが、委員よりご指摘もいただきましたので、より詳しく、各自治体の適正規模を超えている学校数やその際の対応策について情報を加えております。

この中の適正規模を超える場合の対応策につきましては、第4回、第5回の協議会でご審議いただく予定ですので、今回はあくまで参考としていただければと思います。

なお、今回の議題である大規模校の定義についてですが、他市におきまして小学校の場合18学級を超える場合、もしくは24学級を超える場合を大規模校と定義している自治体が多いようです。中学校では18学級を超える場合を大規模校と定

義しているところが多いようです。

続きまして2ページをご覧ください。資料の2ページから8ページは小中学校の学校規模別の教室配置・活用状況の資料となります。2ページは第一小学校の教室配置図です。教室の種類によって各教室を色分けしております。この中でご注目いただきたいのが、ピンク色で示している多目的教室・学習室等の部分です。第一小学校では31クラスに対して通常の教室の広さから考えて、5.5教室分の多目的教室・学習室等が確保できている状況です。

3ページ以降は、学校の規模別に配置図をつけさせていただいておりますが、学校ごとに詳しく見ていくことはしませんが、この配置図でお伝えしたいことを9ページにまとめておりますので、資料の9ページをご覧ください。

ここでお伝えしたいことは、学校の規模が大きくなるにつれて、多目的教室、学習室等として確保できる教室数が、学級数比較で少なくなっている状況です。

左側の小学校からご説明します。第一小学校は31学級に対して多目的教室等が5.5教室、割合で5.6学級に1教室しか確保できていない状況です。

第二小学校は32学級に対して4教室の多目的教室等で、8学級に1教室しか確保されていません。

一方、中規模の住吉小学校は18学級に対して9.5教室なので、1.9学級に1つの多目的教室等が確保されています。また、一番小さい武蔵台小学校は11学級に対して6教室なので、1.8学級に1つの多目的教室等が確保されています。

それぞれの施設の面積等によっても考え方が変わってきますので、一概には言えませんが、学級規模が大きくなりすぎると、多目的教室等の確保が困難になってくるという状況をご理解いただければと思います。

次に右の中学校のグラフをご覧ください。中学校も小学校と同様に20学級の第八中学校は3教室しか多目的教室等がなく、7学級に1つしか確保されていません。真ん中くらいの規模である第一中学校については15学級に対して6つの多目的教室等があり、2.5学級に1教室確保されている状況です。一番小さい第七中学校については7学級に対して7.5教室の多目的教室等があるため、0.9学級に1つの多目的教室等が確保できています。

このように小・中学校ともに、一定規模の学級数を超えると多目的教室等の確保が難しくなり、少人数学習等の使用などに制約が生じてくることが考えられます。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは、第一小学校の状況をもとに校庭と体育館の利用状況を表したものです。真ん中の体育の授業時間をご覧ください。小学校では体育の時間が各学級週3時間あるので、単純に学級数の3倍のコマ数の体育の授業が行われます。12学級規模の学校であれば36コマの授業が行われ、第一小学校の場合は31クラスなので93コマの授業が行われます。

すぐ下の施設利用状況をご覧ください。一週間当たり授業時間数が28コマありますので、校庭と体育館を併せて週に56コマ使用することができます。18学級

の場合体育の合計授業時間数が54時間ですので、理論上はすべてのクラスが単独で校庭や体育館を使用することができます。一方、24学級の場合は体育の授業数が72時間あるので、すべてのクラスが単独で校庭や体育館を使用することができません。

そこで、校庭を2クラスで併用した場合にはどのようなようになるのかをその下に示しています。校庭を2クラスで使用した場合、84コマ分の施設が確保できるため、72時間の授業数がある24学級の場合でも授業が実施できることとなります。

一方、第一小学校をご覧いただくと、体育の週合計授業時間数が93時間のため、校庭を2クラスで併用しても施設が足りないため、体育館の授業も一部併用しなければ足りない状況となっております。梅雨の時期などは校庭が使えないことも多くなるので、施設利用の制限がさらに厳しくなっている状況です。

以上が体育館の利用状況でございます。

下に参考で体育館の面積と児童数の比較、理科室の使用状況を載せておりますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして11ページをご覧ください。

こちらは第二小学校の実際の体育館の利用状況を表した写真です。ご覧いただいで分かるように児童だけでも全校揃うとかなりの密集状態となっております。上段真ん中の入学式の写真では、2年生が壇上に収まらずに下にも並んでいる様子が見えます。また、上段右や下段右の写真には教師が体育館に入りきらずに外に立っている状況が見えます。このように学級規模が大きくなると、体育の際に併用しなければならないだけでなく、式典などにおいてもかなり窮屈な利用を強いられている現状がございます。

以上が大規模校の定義についての資料となりますが、今回の協議会にあたり標準規模を超える学校にヒアリングを行ったところ、施設面での制限について多くの意見をいただきましたので、資料として提示させていただきました。その他、標準規模を超える学校へのヒアリングでいただいた意見を参考資料としてA4の紙にまとめしておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

資料9の説明は、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。ただいまから議論に入りますが、何かご質問があればお願いいたします。質問と意見ご一緒でも構いません。

大量なので理解するのが大変かもしれませんが、資料9の1ページ、他市の基準と対応策、この一番下に府中市が出てくるとすると、上のほうの学級数をどう設定するかが一番重要な課題になります。

上のほうの規模を考えるうえで施設面がかなり重要なファクターになるので、事務局で施設関係の資料をたくさん付けていただいたということでございます。

無理がある場合、9ページ、10ページで、さてどうするか、ということです。ご質問やご意見ございませんでしょうか

○委員 体育館は大規模校・小規模校に関わらず大きさは変わらないのでしょうか？この資料を見た限りでは大きいところと小さいところできほど変わっていないようでした。

○事務局 本日お配りした「学校施設改築・長寿命化改修計画」の本編の17ページをお開きいただければと思います。

17ページの図表4の右から2つ目の列に体育館があり、各学校の面積が載っています。基本的には小学校であればほぼ同じ面積を採用しております。中学校は、体育館単独で持っている学校と武道場と重層体育館という形で複層化している学校がありますのでそこで少し違いがあります。二中から七中に関しては重層体育館になっていますのでだいたい同じ体育館面積ですが、それ以外の学校につきましては単独になっていますので、面積が若干小さくなっている状況です。

○委員 この面積は将来的に変わることがないという前提ですね。

○事務局 現在、改築を行っている第八小学校・第一中学校は設計をしている所ですが、第八小学校については既存の体育館面積が704㎡となっていますが体育を行う部分だけの面積で言いますと、第十小と同規模の比較的大きいサイズの体育館に変更しております。第一中学校についても、避難所の利用や学級数が多くなっているところでの式典時への考慮と、部活動の大会のときに観覧スペースがないという課題がありましたので、今回は面積を拡大している状況です。

○会長 施設のところは技術的な問題があり、私も専門ではありませんが、文部科学省の文教施設部が補助金を出すので学校施設の施設基準を作っており、建築学者にお願いして施設基準の見直しや改善をどうするかなどを恒常的に行っています。東日本大震災が起きたときには、避難所という項目が必ずしも十分入り込んでいなかったために、急きょ補助基準の中に入れ込むなど、そういった検討はずっと行われています。

補助金を出している関係で全国の37,000校の図面は文科省にあり、基準がオーバーしていると文科省が判断すれば補助金が流れる、というような仕組みになっています。子どもの数はでこぼこしているので、子ども1人当たりに換算すると、割とゆとりのあるところとないところが出てきてしまう。最低限はオーバーしているはずですが。ほかにはいかがでしょうか。

○事務局 事務局から少しよろしいでしょうか。今回、資料が施設面にかたよった資料になってしまい大変恐縮です。

A4縦の学校からのヒアリングをご覧いただくと、デメリットの部分で校外活動

の活動時間が集合写真などの時間にとられて減ってしまう、ですとか、そもそも社会科見学で受け入れ先がない、学芸会の一人一人の役割についての問題など、子どもたちの学習面でのデメリットももちろんございますので、その点も含めてご協議いただければと思います。

○会長 意見が言いにくい所かなと思うのですが、結局、1ページにありますように、例えば小学校の場合八王子は12～24学級、中学校は9～18学級となっている。上のほうを24か18にしているところが圧倒的に多いのは、法律の関係です。学校教育法施行規則という文部科学省令には、小学校も中学校も同じ12～18学級を標準とすると書いてあります。ただし、過疎地などもありますので、地域的な事情によって標準を基礎にできない場合はこの限りでない、と附則がついているので、離島や過疎地は小規模な学校もあるわけです。子どもが2人だとしても義務教育は子どもの権利ですので、“学校を設置しない”ということは全国でできないのです。

24学級は、もう一つ法令があって義務教育施設費国庫負担等に関する法律という法律があって、学校を統合する場合は、上限の18を24にすることができる、という規定があります。基本的には、文部科学省が指導する場合は法令にのっとって指導するので、統合する場合は24学級に収まっているか、小学校・中学校単体としてつくる場合は、18あたりに収まっているか、という助言をしたいと思います。

その法令を意識しているから、このように横並びの基準になっていると思われます。さて府中市はどうするか、ということです。

一番問題なのは子どもの活動が施設的にきちんとできるかどうかのチェックが重要になってくるので、それで事務局が10ページにあるように体育の授業時間を取り上げてみると、24学級の場合は、校庭を2クラスで使用してさらに体育館を使用すれば収まる。ところが、31学級だと不足になってしまう。そうすると、すでに府中第一小はオーバーしているからいろいろな工夫はしているでしょうけど、24か30くらいにするのか、府中市のこれからの考え方としてどうするか、それを意見として出していただけないか、ということでございます。

その参考資料として、A4・2枚のアンケートもありますので、それも参考にしてい意見を出していただけないでしょうか、ということです。

○委員 校長先生に質問したいのですが、社会科見学で受け入れ先が見つからない、というのはだいたいどのくらいのクラスだと難しくなるのでしょうか。

○委員 本校は今、23学級、昨年が24学級です。

ここでいうとぎりぎり標準に入るか入らないか、というところなのですが、今年はコロナ禍で人数制限がされているので学年4学級だと受け入れ先はほとんどありませんでした。なので、今年は2学級ずつにわかれて、立川防災館と六都科学館

に行って、午前と午後でチェンジをする。同じ場所には行くのですが、子どもたちは絶対交わらないようにしました。2・3学級だと比較的いろいろ場所に見学に行くことができます。工場などでも、例えばサントリーなどで100人以下というところが結構あるので、4学級だとぎりぎり入れない状況でした。100人以上だとだいたい4学級になってしまいます。4学級でも受け入れ可能なところはかなりあります。6年生で行く国会は4学級でも入れてもらえます。ですがそれ以上、二小では学年によっては200人を超える学年もあると伺っていますので、そういう場合はなかなか受け入れ先を見つけるのが難しいだろうなと思います。

○委員 そうすると子どもたちは見学する機会を失うというか、選択肢がかなり限られてしまうということですね。

○委員 校外学習では、だいたい担任と専科教員、保健担当と管理職がついていくのですが、2つに分かれると、管理職がどちらかにしかついていけないことになります。校長・副校長が両方行くということができないので、私がついて行った場合にもどちらかのクラスにしか行けない、というところのデメリットはありました。

また、セカンドスクールも受け入れ先の人数制限があるので、ぎりぎり駄目というようなどころがあり、日光でも二小ではハイキングをして人数が関係ない屋外での活動を多く取り入れていると伺ったことがあります。

府中は、24学級までだったらどこの学校も入って、一小と二小は超大規模校で都内の中でもかなりの大規模校なので、府中の場合は分けて考えていく必要があるのではないかと思います。

○会長 結局、法令的なものはあっても自治体それぞれで条例を設定している自治体ばかりではありません。府中だってまだ適正規模というのは教育委員会規則という法令の中に組み込まれていないから、こういう委員会ができていくわけです。

地方自治の時代なので、例えば常磐線沿いの流山おおたかの森は、たしか小学校は36学級、ゆくゆくは50学級を目指すというのを聞きました。近くに中学校があり、小中一貫まで目指して、50学級規模を念頭に置く、といのが出ています。

大規模化を最初から考える自治体がないわけではない。習志野でも委員を行っていましたが、小学校が50学級になる可能性があって、市長は建物をつくるから、とおっしゃるのですが、ただ50学級の小学校というのが保護者や先生のチームの関係、あるいは子どもの視点からいって1学年8学級、非常に大きな建物をつくることは今の建築技術できますが、それを府中はそれと同じようにするのですか？国は国で24学級までと言っていますが、補助金との関係を見捨てる裕福な自治体は別ですが。千葉は大きい学校が多くなっています。江東区も海のほうの学校が規模の大きい学校が出てきています。技術的には大きな学校はつくれますが、それを目指してよいのかどうか、というあたりをご議論いただきたいと思います。国では、

12～18が標準で、学校統合する場合には24となっているのですが、国が設置するわけではなく市区町村が学校を設置するのですから、補助金との関係がクリアでき、自前でお金をだしてつくる自治体も現実には出てきており、マンモス校ができていく状況がある、では府中はどうしますか、という問題です。

○委員 前回小規模校で、今回大規模校の検討をしていると思いますが、適正規模・適正配置ということで法律があって、それにはめ込む方向で府中市が考えているのか、これはこれで子どもの児童数は変動するので受け入れる方向性なのか、府中市としての方向性がないと意見が出しづらいと思います。

第二小学校の場合、市内で一番児童数が多い学校ということは十分知っていますが、私が通っていた当時で1,300人いた状態で体育館も変わっていないので、写真にあった利用のとおりでした。先生方は「狭い、狭い」とおっしゃっていたのですが「自分が行っていたときと変わりませんよ。その時より200人も減っていますよ」とお伝えしていました。

第一小は市内で2番目に児童数が多い状態ですが学区内にマンション計画がたっている状態で、この資料に反映されていないくらいもっと増える見込みがある状況があります。だからといって学区をいじるとなるとものすごく大変なことで、前回もお話があったと思います。私は他の委員がおっしゃっていた形も一つの意見としてあると思いますが、私は地域で育てていただいた、という気持ちがあるので、自治会は大事だと思っているひとりです。他の委員がおっしゃった意見を否定するのではなくそういう意見もあると思いますが、その反対に私みたいな意見もあるということを皆さんに知っていただきたいと思います。自治会連合会の委員もいらっしゃいますし、自治会の運営で大変な思いもされていると思います。その自治会連合会の会長さんとして自治会を束ねるなかで大変な思いもされていると思いますが、府中市として学校規模を法律の枠にはめ込んでいくのであれば、学校を建てないと解消しないと思います。だからと言って、中心部の土地が一番高いところに新規の土地を購入して建てるのはほぼ不可能だと思います。枠にはめようとしても、今の各小学校・中学校、学校の敷地が決まっている状態で、校舎も、校庭も様々ある状態で考えると、現状をどう改善するか、だけしかなく、法律にはめ込むというのはものすごく難しいと個人的には思っています。

また、7月くらいにニュースで見たのですが、京都で小学校が1,800人になる、というのが出ていたと思うのですが、あれも開発進むことによって急きょ起きてしまったものです。PTA連合会の歴代の会長と話をしたのですが、資料10の四谷とか住吉とか矢崎のエリアは、まだ畑などがあるエリアですが、今後相続などで手放さなくてはいけなくなったときに、いきなり建売や集合住宅などができるなんてことも起きるので、そういったことを考えると府中市が適正規模・適正配置でどちらの方向にもっていきたいというのがある程度具体的に出していただかないと、私たちも具体的な意見というのが出しづらいのかなと思います。

二小の場合は、社会科見学や校外学習という部分で、先生方にご負担がかかってしまうと思いますが、先生方の創意工夫によって私も育ったというのを体験しているので、先生方のご苦労があつて成り立っている部分もあります。

方向性がないと意見が出しづらいので、ある程度の方向性が見えると意見が出しやすいのかなと思います。府中市のほうで方向性があるのであれば、ざっくりのものでも構わないので、出していただけると話がしやすいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。事務局、なにか考えがありましたら。

○事務局 次回以降具体的なシミュレーションをしていくということで抽象的なところが多く申し訳なく感じております。

地域の特性もあつて学区変更も難しいというお話もいただきました。

そういったところで、我々としても地域の特性があるので簡単に地域を分断するのは難しいとも考えております。

資料10でもご説明させていただくところですが、資料10では各文化センター圏域の枠の中で、傾向として多くなっている学校、少なくなっている学校を示したいと考えています。

これから、大規模、小規模の定義を決めて、規模を超えている学校の学区をどうしていくかについては、地域とのかかわりを失わないようにどういった手法がとれるのか、第4回・第5回で検証していった、完全な手法というのは難しいかもしれませんが、こういったケースはこの手法がよいかも、というように委員の皆様に出したいと考えております。

今回は、まずは、公平な教育という観点から考えまして、どの程度の規模が適正なのかを考えていただく。それを地域にあてはめたときに、できるのか、どういう手法がとれるのか、というのは次回以降において目指す方向としてどの程度の水準が適切な教育を施せるところなのかご協議をいただきたいと考えております。

○事務局 補足をさせていただきたいと思います。今後、少子化が進むなかで、府中市では中心部に子どもが集まり、外が少なくなる、それが顕著に傾向としてあらわれてきて、近い将来には学年1学級しかなくなる学校も複数出てくると今は見込んでおります。

併せまして、学校施設改築・長寿命化改修計画を定めておりまして、これから長年にわたって改築を進めていきます。八小・一中、次は三小・六小という形で2年毎に学校の改築計画が進んでいきますので、現状のままこのまま建替えていいのか、ということもありますので、建替え計画も視野に入れて、どのくらいの学校の規模が適正なのか、それであればこの学校はどう建てたらいいのか、ということにも皆さまの意見を反映したいと思いますので、そういった点からも様々なご意見をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。何かご意見・ご質問等がありますでしょうか。

基本的には、他の自治体、近隣自治体と大きく違うというのは考えにくいのかも知れません。府中だけ例えば36学級まで上限もっていけるかというのは果たしていいのかどうか。市民の合意となればそういうこともあるかも知れませんが、規模の問題はデータを集めて行っている面もあります。12～18というのは、昭和31年くらいに法令で作られたのですが、その前はかなり大規模な調査を行っていて、東大や国立教育政策研究所や千葉大、文部省といったいくつかの機関が千葉県を中心にずいぶんデータを集めました。それで報告書を作ってありまして学校統合の研究という報告書の中で、地域性もあるのできっちり数字を示すわけではないが、12～18学級あたりが標準とされるのが適切ではないか、という文言が最後にあって、それを受けて法令ができました。それなりに、国としては最大限のデータを集めて考えていって12～18が教職員の配置などの面でも一番うまくいくように配置の法令を作った経緯がありますので、そこからすごく外れるものを作るのがいいのかどうか。データの蓄積がないところで決めても運用できないところがありますので、そういう意味では、18・24あたりが一つの目安になるかなと私個人は思います。押し付けているわけではなく、ひとつの情報として話させていただいています。

そうすると、府中一小はもう31なのでどうするのか、超えている学校をどうするつもりか、という追及が出てきます。府中一小・二小の大規模な学校の関係者は、不十分な状態であると市の機関が認定したのか、そんなところに私たちの子どもを通わせるのかという声が出ないとも限らない。もし24を上限とするなら、それを超えるところはどうするのか、という問題はすぐ出てきます。そういうところも考えなくてははいけません。事務局ではずいぶん苦労されて、考えあぐねているところがあると思います。

新校を造る、というのは横浜市とかいくつかの自治体であります。学校を分割して、1,300人を超えそうになった小学校については10年間だけ存続させるキャンパスを設置するという事で折り合っている事例がありますが、地域との喧々諤々の議論があって、行政からしてみるとお金がかかることです。学校新校を1校つくると、土地代を含めないで建物だけで35億～40億円かかります。35億の建物代は国民の税金ですから、ある程度効率化というのも行政的には考えないといけない。

どうしても新校を造らなければどうしようもないとなれば踏み切るしかないのだと思いますが、中央区の晴海ふ頭も新校をとうとう造ることになったようです。オリンピックの選手村にどんどんマンションができるため、人口増が激しくて、新校は造らないという話でしたが、35億・40億かかるけれども造るということに踏み切ったということです。

お金の問題もありますし、お金は皆さんの税金なので難しいところでもあります

が、ただ、学級数でやっていますけど、学級規模の法令上の基準が動く可能性があります。8月に文部科学省の中央教育審議会で、学級規模の削減問題が議題として出て、教育関係の委員が多いため次から次へと賛成論が出てきたという報道があります。今の文科大臣は安倍首相の右腕だった方で、選挙が1月下旬あたりに告示という話もあって、生臭い話ですが30人学級と大臣が言っています。法律改正で30人とすれば変わってしまうわけです。30人学級は本当にできるのかな、と考えると、今、小学校1年生・2年生、中学校1年生が35人に法律上なっていますが、それをいきなり30人とすると今は40人学級の学校が多いですから、先生が5万人分くらい必要だという話もあるので、先生の人件費の問題が出てきます。それは国費負担ですから、本省のほうの動きとしては何とかかなりそうな雲行きが出てきているとちらっと聞いています。12月に大臣折衝があつて、文科大臣と財務大臣がそこで決着させるのではないかと思います。そこでもし財務大臣がはいといえ、法律改正になるのか、とりあえず加配でいくのかは分かりませんが、動き始めることになりそうです。そうすると、年次的に進むと思いますがそれでも5・6年先には30人学級に移行するかもしれません。そうすると学級数が変わってしまいます。そうすると仮に18学級と上限を設定すると、5・6年後学級数が足りなくなるかもしれません。

上澄みすることもできないわけではないですが、マンションができて学級数が足りない恐れが出てきたケースがあつて、武蔵野市は、ある小学校で教室数が足りなくなる恐れが3・4年後にあるという話があつて、学区審議会でも委員長をしていました。学区変更は大変だなと思いましたが、新しくできたマンションの新しい住民の方に課長が全世帯話に行つて、「こういう議論を今しています。もしかすると、お宅のお子さんが学校に入るときには今の指定校ではなく隣の学校になるかもしれません」と事前に了解をとって、全家庭に了解を得た上で結論を出しました。学区変更もトラブルなしに決まりましたが、学区変更はできないわけではないでしょうが、事務方は大変だなと思います。上澄みしたら、という意見もあつて、小学校の上に1フロア積み上げたらどうだ、という意見ですが、建築関係の技官の方が1フロアつくるのに5億円かかるという試算しました。そういう面でも難しいところがあります。武蔵野の場合は、50戸くらい変更してもらった事例で、そんなに大規模なものではなかったので問題は起きませんでした。

このようにいろいろな状況があるわけですが、いかがでしょうか。24でいくか、18でいくか、そうすると、府中一小・二小は30を超えているわけですから、どういうふうにするか。きちんと決めるのは難しいかもしれませんが、方向として24とか目安をたてられるといいのですが。

○事務局 失礼いたします。先ほど資料10の話も少しさせていただきましたが、資料9だけですとイメージがわからない部分もあると思いますので、先に資料10の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

1 ページをご覧ください。こちらは、前回委員の皆様からもご指摘いただいたところがございますが、今後適正規模を超える場合の対応策を考えていくにあたり、地域のつながりについても考えたうえでその手法について検証していくことが必要となってきますので、今回の地図では、文化センター圏域を太線で示して、各学校の学級数や児童の増減を示した図を準備いたしました。学校に色がついておりますが、学級数は国が定める標準規模の真ん中の15学級を中心として、下回ると薄い青から濃い青に、上回ると薄い赤から濃い赤に表示されるようにつくっております。文化センター圏域でご覧いただきますと、学級数が多い地区で全体的に赤になっているところ、少ない地区で青色になっているところ、赤と青が混在している地区などがあります。次回はこうした地域の特徴を踏まえながら、手法を協議していただくことを考えております。少ない地域では適切に運営できる規模にどのようにもっていくか、多い地域に関してはこれもどうしていくのか、今回は詳しくは手法をご提示していませんが次回はご提示したいと考えております。

続きまして2ページをご覧ください。こちら小規模校同様の図となりますが、中学校は学区が広いので、文化センター圏域をまたいでの学区設定がされているところが多数となっております。地域を飛び越えている場合に取りべき手法を検証していただくこととなると思います。

最後に3ページをご覧ください。

こちらは、適正規模の範囲を超える場合にとれる一般的な対応策をまとめたものです。対応策には、通学区域の見直しが大規模校・小規模校の解消の手法として考えられます。学校の統廃合は主に小規模校を解消する手法として考えられます。また学校選択制という手法もございまして、いろいろな種類がございます。東京都内の自治体でも様々な手法を選択しているところがございます。完全な自由選択制のほかに、ブロック選択制・隣接区域選択制・特認校制、これは特定の学校について適用されているものであり、過疎地域などでとられる手法です。特定地域選択制というものもございまして、意図的に人数バランスをとる方法としているようです。そのほか、大規模校対策では校舎の増築などがあり、それぞれいくつかの手法がございます。次回はそれぞれの対応策についての説明をシミュレーション等を併せてお示しして、特定の地域によってどのような手法が望ましいのか、皆様に協議していただくことを考えております。資料10の説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。むしろ今、ご説明いただいたほうが意見を出しやすい感じがします。最終的には、適正規模といたら下限と上限を設定するのですが、下限についても1つの方向性として1学年2学級あったほうがいいだろうという方向性だけ承認いただいた形になっておりますので、上限についても、隣接する

自治体の18や24を参考にして、決定はもう少し先送りしたほうがよさそうではありますが、次回の大きな議題になりますのが、「対応策」です。それぞれの対応策に対して、児童数の変動などデータに基づいた議論になりますが、本日のところはデータが用意できておりませんので、3ページの対応策案も踏まえながら、大規模校についてご意見をいただければと思います。

○委員 学級数の下限・上限を決める話をしなければいけない、というお話があったと思いますが、市内の小中学校の校舎の大きさが違う状況での学級数の下限・上限を固定するのは難しいのではないかと思います。

この小学校は何学級だったらうまくまわせます、というのがないと、各学校によって適正な学級数は違うのではないかと思います。というのは、下限・上限を固定してしまって、武蔵台小学校に上限の学級数を入れこんだ時に、入りきるか、という話になってくると思います。学校によって教室の数が違うので、簡単に出せないかな、と思いました。もしやるなら、この小学校・中学校にはこの学級数が適正です、というのがないと難しいかなと思いました。法律上あるのはわかるのですが、今、市内の小・中学校、土地も違えば校舎の大きさも違うので、各学校によって教室数の絶対数が違うと思います。そこを先に出さないと難しいのかなと思います。

資料9の1ページに、近隣の小金井市と国分寺市がないのは、まだ適正規模・適正配置の会議自体が運営されていなくて出てないのか。出ている部分についても、昭島市が上回る学校で4校とありますが、対応策がほぼ何もしない状況で、町田市の上回る学校が5校とありますが、これも建替えとしか出ていない状況で、この表をみても私たちは何をしたらいいのか、明確に出てこないのがひとつです。あと、法律の部分で適正規模・適正配置の部分各市町村で勝手に上限・下限を決めて推し進めていいものなのか、文科省の法律に則って1校当たりの学級数を定めているものなのか、私の勉強不足で知らないだけなのかもしれませんが、そのあたりも含めて、目的になる部分を明確に出さないと意見が出しづらいと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。ここに向かっていく、というものが出ないと何を話したらいいのか、皆さん迷われると思うのですが。

○会長 ありがとうございます。施設関係については、技官の方おられますよね。子ども1人当たりの面積とか設置基準が細かくできていると思います。今のご意見というのはそういうこととも関係があると思います。

○委員 今回配布された学校施設改築・長寿命化改修計画の会議に私は出ていました。それがあるので、床面積を突き詰めていっても答えが出ないことも知っていて、そこでは、今の敷地面積のなかで大きく造ってください、とお願いしました。それは、空き教室になっても地域の方が利用できるし、予算が一番学校が出やすいと聞いているので、なるべく大きく造って空き教室になったら地域に開放してください

とお願いはさせていただきました。

そのへんを含めていっても、各学校の現状があり敷地面積とか違うので、同じようには造れないと思います。前回の会議のときにほかの委員の方が同じようにつくればいいのか、とおっしゃっていましたがそれも無理だと分かっていますので、今、現状である校舎を建替えて教室自体を増やせるのであればなるべく増やしていただく形で進めていきたいのですが、結局、法を遵守するためにどこをメインに考えなくてはいけないのか、というのがよく分かりません。学級数だけを考えていいのか、学級数をメインで考えていったらおさまらない学校が出てくると思うので、文科省がこの学級数を守りなさい、といったら学校を建てるしか方法がないと思うのですが、それではその予算を国のほうで面倒みてくれるのですか、という話になると思いますし、どこを目的として何をしなくてはいけないのか、この会議の目的部分が明確に出ていないので、皆さん意見が出ないのではないのでしょうか。学級数を主に置くのであれば、入りきらなければ新しい学校を建てましょうということになると思いますし、学校は建てられないからなんとか10年間猶予を与えるから学区で調整してね、という話もあるでしょうし、目的となっている最終の部分が明確にない限り解決策が何も出てこない気がするのですがいかがでしょうか。

○会長 諮問との関係なので、事務局がご説明お願いいたします。

○事務局 施設の関係でお答えさせていただきますと、今現状で、学校の校舎棟は増築を繰り返しながら運営している状況になっています。とはいっても、縁辺部のほうは少なくなっている状況もあります。

学校の校地としては15,000㎡から20,000㎡くらいの校地を保有していますので、校舎として最大限建てるとなるとかなり大きな施設も建てられる状況です。ただその中で、児童生徒数との兼ね合いもありますし、体育館を体育の授業等で使うということを考えて、当初はバスケットのコートが取れる面積ということで700㎡ほどの大きさというところを、今はスポーツの考え方が変わってきたところもあり、ラインから壁までの距離も考慮しながら、1,000㎡程度をつくるという考えになっています。

それ以上に、例で出させていただきますと、府中一小、二小で考えると、体育館をもっと広く大きくとなると予算との兼ね合い等もあり、学校運営をしていくところでの適正な上限を考えていただき、それにはみ出たところは今後の会議で検討していただければと考えております。

できましたら、クラス数の上限は運用面等を踏まえて検討していただければと考えています。以上です。

○事務局 非常に意見が出にくい雰囲気になってしまい、運営の問題もあったかもしれない、申し訳ございません。考え方のところでいろいろご意見をいただいて

いる途中ではございますが、私どものほうでそもそも今回委員の皆様にご意見を伺っていただいたのは、適正規模・適正配置の基本的な考え方のところをご意見いただきたいという意図があります。

というのは、当然この背景には、市の中心部に非常にたくさんの児童生徒が増える状況にある、その一方で一部の地域では少ない地域もある、ということで人数的な偏りがある、と考えたときに、資料10の3ページにお示ししているような手法があることはつかんではいるのですが、このようなことを実施するにあたってどういうところに根拠を求めるかということで考えたときに、近隣の自治体の状況からスタートして、自治体により事情は異なるかもしれませんが一定のラインを示した、ということだと思っています。

府中としてのラインを示していただいても来年からすぐこれに沿って取り組む、ということにはとてもならない。それぞれの学校の事情もありますし、なんでも増築すればいいかということになれば敷地が狭くなるために学校運営上、いろいろな支障が出てくるということ、先ほどの二小の写真などは3密の観点で言えばショッキングな状態になっていると思います。そういった事情を踏まえたなかで、広い見地から、こういう教育を進めていくにはこういう方法で、というお考えがあるかと思っています。

先ほど事務局からお伝えしましたように、建替えをすればある程度の規模は確保できます。余裕教室があれば地元の方に提供する、それはもちろんそうなのですが、そもそも私たちの考え方では、学校は地域の方々と一緒にやっていく、という考えで、これは教育長以下皆そのような考えであります。そのため地域の方に使っていただくスペースを最小限でも確保したいと思っています。ただ、そういうスペースが現状ではひねり出せない、ということで申し訳ない部分はあるのですが、そういった部分を踏まえた中で、適正な規模を考えるのは難しいな、と私も感じます。

ただ、現状、運営は先生方に非常に苦勞をかけているなかで運営はできてはいるのかなと思います。その中で、解決に時間がかかるにしても少しずつ、やはりある一定規模の人数で大規模校の解消や、小規模校については統廃合も視野に入れなくてはいけないし、学校を1つ建てるとすると防災機能も入ってきますので大きめにつくることになっている状況です。ただ本来学校は、児童生徒のために使う、ということが第一だと思っていますので、その中でどのくらい的人数が適正なのか、1学年4学級くらいでしたら今の施設でも十分入りきるのかな、と施設面では思うところはあります。建替えを行えばもっと入ることも可能かもしれませんが、校長先生は1人ですので、そういった面からでも他市の例を参考にさせていただいて広くご意見をいただければありがたいな、と思っております。抽象的な部分が多いかもしれませんが、運営の仕方も今後工夫してまいりますので、ご意見をいただけますようよろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。お約束の時間、1時間半は経ってしまっているのですが、このまま終わるわけにもいきませんのであと10分くらい延ばしていただきたいと思います。

○委員 資料等に基づいた根拠は特にはないのですが、まわりのお母さん方にだいたい何クラスくらいがいいかなと聞いたら、ちょうど今おっしゃった「4学級くらいがいいのではないか」というお答えが保護者の立場として多かった、ということがありましたのでお伝えしておきます。

○委員 自分は24学級がいいなと思いました。

また適正規模の範囲を超える対応策としては、学区を見直すのが一番よろしいのかなと思いました。

あと、地域のプールがなくなるということで、学校のほうで一つ問題を抱えることになると思いますが、小柳と白糸台、新町、武蔵台の4つのプールがなくなるということで、その辺も考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員 あくまでも感想ですが、住む場所によって、入学した学校によって学習格差や体験格差につながりかねないことは、市民や保護者の方たちが不安に思っていることなのかな、と思います。

私は娘が2人いるのですが、南町小学校に通わせていただいて、18学級前後でとてもアットホームで、校長先生や先生方とのつながりを密にとれるところがあったととても安心して通わせていただきました。

今後のお話を伺っていく中で、適正な規模の基準は24学級が望ましいのかな、というのが通っていたところからの感想です。

その中で一つあったのが、保護者として役割の偏りがあった、というのがすごく大きくて、これは先生方も重々お分かりだと思いますが、学校に協力的な保護者となかなか携われない保護者との格差が浮き彫りになった、という状況もありましたので私としては24学級というところでお話させていただきます。

○委員 学校を増設しても、校庭と体育館から授業日数が足りないことが明らかに出ているので、それはやっぱり24学級を超えるのは不可能だということだと思いますので、大規模は分散させるなりしないといけないのかなと思います。

○委員 各学年4クラス・24学級が良いのかな、と思うと、1校当たり720人。まちなかの学校は大幅に超えているということで、まちなかの学校を分散させるにも、ちょっと難しい面も出てくるのかなと思います。まして小学校になると通学距離が延びる子も出てくるかもしれませんし、でも何らかの形で変えていかないと子どもの学習機会の不平等さが出てくるのではないかなと感じているので、その辺も

もう少し考えていきたいと思います。

○委員 学校のクラスについては、私自身は昭和で育っているのでクラスそのものは非常に少ない形で、地域的にも広い中に1校しかないような状況だったので、通学路や通学時間をかけて学校まで通っていました。そういうことからすると、今集中している市内の中心部ですが、そこの方々は通学に対しては短い時間で学校に着くという形になりますが、反面府中市内の東西南北の端のほうにいる方々は遠いところから1つの学校に通う、要するに20分とか掛かっており、また通学の危険性も多くなるということもあると思います。

中心部の方が逆に外に出ていく形で、区域そのものを今と違ったふうに考えてもいいのではないかな、と感じました。多いところから少しずつ減らしていく、という形も考えてもらってもいいのかな、と感じました。これができるかどうかはわかりませんが、ある程度時間も考慮しながら安全な通学ができるように考えていただければと思います。

○会長 どうもありがとうございました。一通りご発言いただきまして、なんとなく3学級あるいは4学級くらい、1学年当たり4学級あったほうが、というご意見が全般的に多い感じがいたしました。

きちんと「4学級」として1つでも欠ければだめ、ということではなく、4学級を維持できる方向で考えていく。4学級をオーバーしているところは、分散の仕方を工夫できないか、赤くなっているところを無理がないやり方があるかどうかを考えてはどうか、というご意見を承ったと思います。

今日のところはある程度の方向がみなさんの考えだとすれば、それを具体的に方策にするためには、どういう知恵を出していけばいいか、ということで3ページの「適正規模の範囲を超える場合の対応策（案）」のところの議論が次回の議題になります。

これも考えられるメニューを列挙しただけなので、どの方策がどのくらいの割合で実施されているか、文科省の調査データなどを参考にパーセンテージをいただいたほうがわかりやすいと思います。

今回は、3ページのところの資料を提示していただきながら、赤くなっている学校の具体策をご検討いただくことが中心になると思います。次回が大切な会合になります。次回の前に資料を送っていただいて、事前に読ませていただいて会議に臨む、ということではいかがでしょうか。それでは、10分ほどオーバーしましたが、今日の3回目の会合を閉じさせていただきたいと思います。事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 ありがとうございます。事務局から次回の予定について、お伝えいたします。

次回の第4回会議の日程等の確認でございますが、12月16日（水）の午後1時半から本日と同様に教育センターで実施いたしますのでまたよろしくお願いたします。以上でございます。

○会長 それではこれで本日の第3回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会を終了します。どうもありがとうございました。

以上